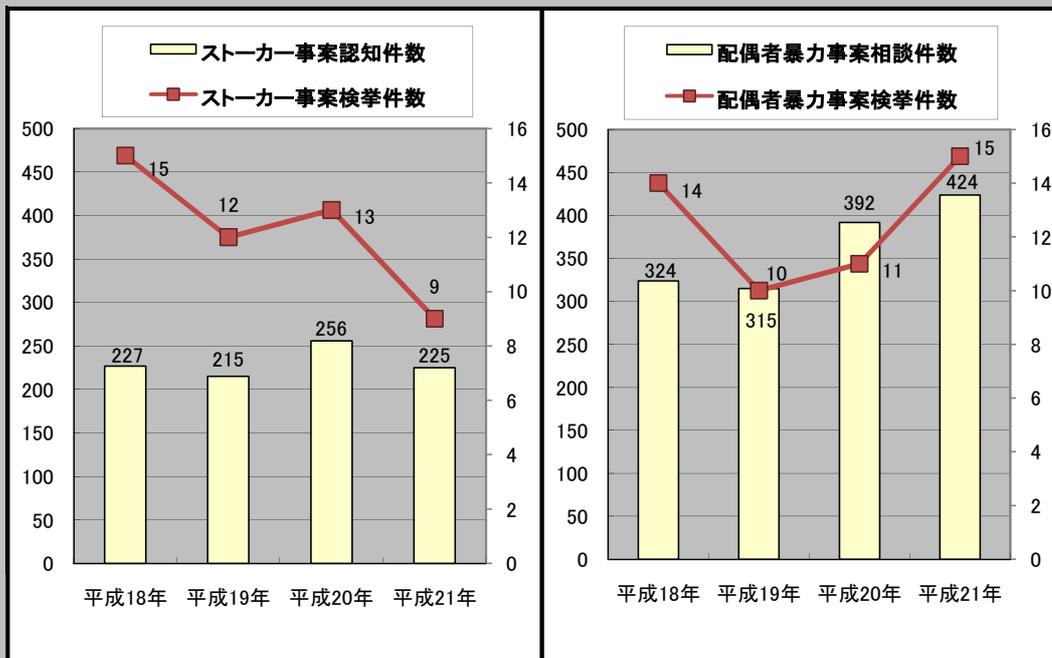


業務名	ストーカー・配偶者暴力対策の推進
------------	------------------

○業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				単 位
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
ストーカー事案認知件数	227	215	256	225	
ストーカー事案検挙件数	15	12	13	9	
配偶者暴力事案相談件数	324	315	392	424	
配偶者暴力事案検挙件数	14	10	11	15	

※「ストーカー」とは、一般的に恋愛感情などを満たす目的で、つきまとい、まぢげ等の行動を反復して行う者をいう。



○業務の主なコスト

No.	事 業 名	平成21年度事業費 (千円)	平成22年度事業費 (千円)
1	生活安全警察費	107	111
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		107	111

○平成21年の取組み

- ストーカー事案225件を認知し、警察本部と各警察署の連携により、ストーカー規制法違反等で9件検挙したほか、法の規定に基づく警告20件、援助42件を実施した。
- 配偶者からの暴力相談424件（相談者379人）を受理し、被害者に対する防犯指導、加害者に対する指導警告を実施したほか、保護命令違反・傷害等で15件を検挙した。
また、地方裁判所から52件の保護命令通知を受け、被害者に対する被害防止措置、加害者に対する指導等の措置を講ずるなど、被害者の保護対策に努めた。
- ストーカー及び配偶者暴力の被害防止を図るため、その実態と特徴、早期相談の必要性や被害防止方法等をラジオ放送、部内外の広報誌等を通じて積極的に広報したほか、市町と連携した被害者支援の充実を図った。
- 被害の未然防止、早期相談の促進を図るため、関係機関等との連携を強化し、改正配偶者暴力防止法及び被害者保護に関する広報啓発活動を推進した。

○課題と平成22年の取組み

- ストーカー事案・配偶者暴力事案とも、早期相談を促進する広報啓発活動を一層推進し、潜在的被害者の発見を強化する。
- 被害の防止と保護等を図るため、ストーカー事案、配偶者暴力事案の積極的な事件化を図る。
- 改正配偶者暴力防止法の趣旨に沿い、保護命令拡充に伴う被害者保護対策の徹底を図るとともに、関係機関・団体と連携の上、適切な被害者保護を実施する。
- 男女間トラブルに起因する相談事案への対応として、引き続き、組織的対応に努めるとともに、積極的な事件化、加害者の身柄の確保と引離し、被害者及び加害者への踏み込んだ対応等を推進する。